

6 緊急事態への備え

(1) 議会施設が使用できない場合の対応

ア 代替施設や場所の確保

議会施設が、物理的な損壊又はその他の事情（感染症のクラスター発生等）により、その一部又は全部を使用することができない場合、執行機関等に代替施設や場所を確認し、確保することになると想定される。代替施設や場所の確保に当たっては、次の順で確認するものとする。

第1順位 本庁舎大会議場、本庁舎近隣の県の施設

第2順位 本庁舎の屋外（新庁舎ピロティ*、本庁舎駐車場等）

第3順位 県内の県の施設

第4順位 県内自治体の庁舎や議会施設などの施設（可能な場合）

*新庁舎1階の本庁舎側にある屋根のある車寄せの場所

参考

～本庁舎の耐震性能について～

大規模地震・津波発生時における本庁機能の確保に向け、平成25年2月に策定した「本庁舎耐震対策基本構想」に基づき、本庁舎地震・津波対策を実施し、次のとおり本庁舎の耐震性が確保されている。

【耐震性能】

本庁舎	耐震	○震度6強～7程度の地震に対して倒壊又は崩壊する危険性が低い程度まで耐震性を確保
新庁舎(エネルギーセンター棟)	免震	
東庁舎	免震	
西庁舎	制震	

【津波】

県作成の津波浸水予測図（平成24年3月）では、最大の津波規模である慶長型地震の場合、横浜港沿岸に最大4.3mの津波が到達し、第二分庁舎の浸水深は最大で1.2mとされている。

（出典）「本庁舎における大規模地震・津波、火災時等の避難マニュアル」神奈川県総務局（令和元年5月23日）より

イ オンラインによる会議開催の環境整備

本会議以外の委員会、協議・調整の場等について、オンラインで会議を開催できるよう環境を整備する*。

なお、議員のモバイルパソコン上でもオンライン会議ができるよう、議員のモバイルパソコンにはオンライン会議に必要なアプリを導入する。

* 平時から通信環境や議会クラウドの維持管理など、会議開催に当たって必要となる環境の整備を図るものとする。なお、オンライン会議開催に当たり、法令・規則等や通信環境等において課題がある場合には、その課題を解決する必要がある。

(2) 緊急通行車両の指定

正副議長車及び議会局が管理する共用車について、緊急通行車両の事前届出を行い、緊急事態発生時には、同届出に基づき、緊急通行車両確認証明書と確認標章の交付を受ける。